

特定商取引法違反の訪問販売事業者（催眠商法）に対する 業務停止命令について

本県は、いわゆる催眠商法（SF商法）により、健康食品等を販売する訪問販売事業者「株式会社大彰^{だいしょう}」（以下「同社」という。）の商取引行為について、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）の違反行為を認定し、法第8条第1項の規定に基づき、平成21年2月27日から22年2月26日までの12か月間、訪問販売にかかる勧誘、申込み、契約締結の各業務について、停止するよう命じました。

認定した違反行為は、不実告知です。

なお、本県は同社の不当な取引行為について、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和52年福島県条例第39号。以下「条例」という。）に基づき、平成20年12月19日付けで緊急被害防止措置（事業者名等の公表）を取っております。

株式会社大彰に対する行政処分の内容

1 事業者の概要

- (1) 名 称：株式会社大彰
- (2) 代 表 者：代表取締役 丸山清
- (3) 所 在 地：宮城県仙台市青葉区二日町18番26号
- (4) 電 話：022-346-8122
- (5) 資 本 金：260万円
- (6) 設 立：平成19年5月7日
- (7) 取引形態：訪問販売（催眠商法）
- (8) 商 品：健康食品「手掌参^{しゅしょうさん}」（100gタイプ／37,800円）
（400gタイプ／151,200円）
健康商品「健康ゲルマ」（2,000円）
- (9) 売 上 高：約3億9千万円（平成19年5月～平成20年12月末）
- (10) 組 織：役員1名、従業員6名

2 同社の取引概要

同社は「店の宣伝と販売に来た。」などと言い、食パン3斤と生卵2パックを合わせて100円、トイレットロール12パックとティッシュペーパー

5箱を合わせて100円など、食料品や日用品等を廉価で購入できることを強調したチラシを消費者に配布し、プレハブで設営した販売会場に誘い込む。

販売会場であるプレハブは窓にペイントが施されているため、外部から中が見えにくくなっている。無償で配布する商品は山積みになっているが、主力となる販売商品はほとんど陳列されていない。販売会を開催するのは1日3回であり、無料商品の引換券がないと入場することができず、一般の店舗とは様相が異なっている。

最初の2日間は、上記食料品等を廉価で販売するとともに、健康について面白おかしく話し、「明日はハチミツを無料で差し上げます。」などと言って引換券を配る。

翌日、無料の商品を目当てにやって来た150人近い消費者を会場いっぱいに座らせ、司会者が「もしもし。」と問いかけたら「はい。」と返事をするよう、消費者に求める。司会者は、健康の話の皮切りに主力商品の説明を始め、途中何度も消費者に対し「もしもし。」と問いかける。その度に全員で返事をしたり、手拍子を打ったりするうちに消費者は興奮状態に陥り、その場の雰囲気飲まれていく。さらに、「健康ゲルマ」を試用させたり、「手掌参」を試飲させるなどして、最後に無料商品と翌日分の引換券を配布する。

さらに翌日、再び販売会場にやって来た消費者に、「昨日貼った健康ゲルマ、良かったでしょう。」と尋ね、消費者が「はい。」「良くなったみたいだ。」としか答えていないにもかかわらず、「病院行っても、薬飲んでもダメだったのに足の痺れが取れて正座できるようになったって。やっぱり大彰は信用できるって。」「座骨神経痛でずっと痛みがあったのがね、その痛みがなくなった。」などと、商品の効能について事実と異なることを告げて、「健康ゲルマ」や「手掌参」を購入させる。

このような不当な取引行為を約3週間程度続け、また別な場所に移って同様の行為を繰り返す。

消費者の多くは高齢者であり、健康不安を抱えていることや、毎日のように販売会場に通って正常な判断能力を失っていることから、「手掌参」等の高額な健康商品の購入契約をしてしまう。

消費者は2～3週間にわたり販売会場に通うため、同社の従業員を信頼してしまい、自らが不当な取引行為の被害に遭ったことに気付かず、消費生活センター等に相談してくるケースが極めて少ない。

3 違反事実の概要

不実告知（法第6条第1項第1号）

同社は、健康商品「健康ゲルマ」の販売の勧誘をするに際し、医薬品では

ないにもかかわらず、「病院行っても、薬飲んでもダメだったのに、足の痺れが取れて正座できるようになったって。」「座骨神経痛でずっと痛みがあったのがね、その痛みがなくなった。」などと告げていた。

また、健康食品「手掌参」の販売の勧誘をするに際し、医薬品ではないにもかかわらず、「これを飲むと若返る、白内障が治った人もいるし、180あった血圧が129に下がった人もいる。医者もビックリ。」「飲めば便秘が治る、よく眠れる。」などと告げていた。

4 県内での販売状況（H20. 7～H20. 12）

①契約者数：233名

②売上金額：約7,500万円

③販売地域：いわき市小名浜（平成20年7月11日～8月3日）

いわき市泉（平成20年8月15日～9月5日）

南相馬市原町区（平成20年9月12日～10月2日）

郡山市大槻町（平成20年10月10日～10月30日）

郡山市開成（平成20年11月7日～11月27日）

伊達市保原町（平成20年12月3日～12月19日）

5 県内消費生活センターへの相談件数（H20. 7～H21. 1）

福島県消費生活センター・・・5件

郡山市消費生活センター・・・2件

（計 7件）

6 過去に処分を受けた事業者との関係

同社の代表取締役である丸山清氏は、平成19年3月28日に岩手県から業務改善指示を受けた株式会社ダイセイ（仙台市宮城野区榴岡三丁目10番7）の代表取締役を務めていた。

また、丸山清氏と同社の従業員1名は、平成20年5月21日に東京都から3か月間の業務停止命令を受けた株式会社ダイユー（さいたま市大宮区土手町二丁目1番1号）に在籍していた。

いずれも本件と同様の手口、同じような商品を用いて取引行為を行っていることから、行政処分を受ける度に新会社を立ち上げ、刑事処分や新たな行政処分を免れようとした疑いが強い。

なお、平成21年2月現在、千葉県内で同様の販売行為を行っている株式会社T（宮城県仙台市）には、同社に在籍していた従業員が3名勤務しており、「手掌参」、「健康ゲルマ」を販売している。

7 本県以外で販売活動を行った都道府県
山形県、千葉県、宮城県、北海道、茨城県

8 本件に関する消費者からの相談窓口
福島県消費生活センター 電話024-521-0999

* (参考1) 催眠商法について

外から見えにくい会場(民家、プレハブ、ビルの1室等)に消費者を集め、最初、無料又は著しい廉価で雑貨品などを提供しながら、消費者を興奮させ、競争意識をあおった上で高額な商品を販売する商法。消費者は、一種の催眠状態になって商品を購入する。SF商法、撒き餌商法とも呼ばれる。

主に健康食品、健康器具、羽毛布団など高額な商品の販売に用いられる。

* (参考2)

本県が行った特定商取引法に基づく行政処分は今回が6件目です。

- ・平成19年11月14日 結婚相手紹介業者に対する業務改善指示
- ・平成20年2月20日 エステティックサロンに対する業務停止命令
- ・平成20年7月4日 消火器訪問販売業者に対する業務停止命令
- ・平成20年8月26日 塗装工事業業者に対する業務改善指示
- ・平成20年11月7日 訪問販売業者に対する業務停止命令